本部からのお知らせ

令和 4年 7月25日

会員の皆様へ

本日、全国陸上無線協会は、総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課に対して、別添の400MHz帯デジタル簡易無線局(登録局)のチャンネル増波の要望書を提出しました。

移動通信課の中村課長様から、要望の内容については前向きに対応することとしたい。また、既に関係部署への働きかけを行っている。 実現までには、情報通信審議会への諮問等の作業が予定されており、 引き続き、協会のご協力をお願いしたいとのご意見を頂きました。

なお要望書は、企画調査委員会の廣川委員長及び全国陸上無線協会 の杉浦専務並びに事務局で提出いたしました。チャンネル増波の実現 に向けて、会員の皆様と協力して取り組んでいきたいと思います。 総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 中村 裕治 殿

要望書

400MHz 帯簡易無線局は、簡易な業務に利用することができる無線局で、無線従事者の 資格を必要とせず、通信範囲も数 km と広く、使い勝手のよい無線通信システムです。

平成 20 年から 400MHz 帯デジタル簡易無線局 (登録局)が新たに制度化され、上空及びレンタルでの利用が可能になるなど、より身近に、気軽に使用できる無線通信システムとして、種々の分野で使われています。

この簡易無線局(登録局)は、制度創設から毎年6~7万局のペースで急増しており、令和3年度末には75万局を超えるまでに増加しています。一方で簡易無線局(登録局)が利用できるチャンネルは当初の35チャンネル(うち5チャンネルは上空利用)から拡大されておらず、首都圏や地方の主要都市の工事現場やイベント会場などで、チャンネル不足が原因で、通信の輻輳により利用できないといった問題が顕在化しています。

電波利用の多様化により、簡易無線局(登録局)に対する需要は益々高まっており、悪化する利用環境の改善を図ることは喫緊の課題となっています。課題解決のため、以下のとおり要望いたしますので早急な取組をお願いいたします。

- 1 簡易無線局(登録局)のチャンネルとして、<u>新たに 50 チャンネルの増波</u>をお願いいたします。
- 2 新たに増波されるチャンネルは、<u>既存の周波数帯の近隣で高い周波数帯域(351.2~352.0MHz)</u>を希望します。割当てが困難な場合は、既存の周波数帯の近辺で出来る限り 隣接する帯域でお願いいたします。

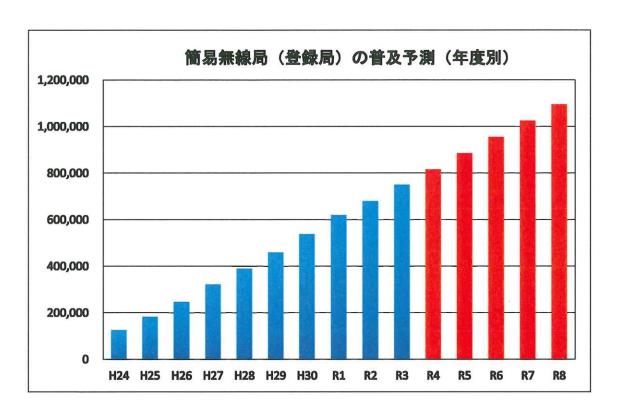
(参考)

- 簡易無線局(登録局)の普及予測
- 必要とするチャンネル数 (400MHz 帯デジタル簡易無線局の帯域拡張及び高度化 のあり方に関する調査検討の報告書抜粋)
- 主な簡易無線局の種類

(参 考)

簡易無線局(登録局)の普及予測

簡易無線局(登録局)の普及について、総務省の統計データから線形予測した結果は、 以下のとおり、令和3年度末で75万局を超えており、需要は制度創設から落ちておらず 毎年6~7万局増加している。



年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録局	125,929	183,291	247,663	322,492	390,003	459,766	538,230	620,242	679,771	750,055
包括	124,754	181,095	244,562	318,381	384,578	453,117	530,741	611,891	670,368	739,781
一般	1,175	2,196	3,101	4,111	5,425	6,649	7,489	8,351	9,403	10,274

年度	R4予測	R5予測	R6予測	R7予測	R8予測
登録局	816,500	886,160	955,820	1,025,480	1,095,140
包括	805,098	873,748	942,398	1,011,048	1,079,698
一般	11,402	12,412	13,422	14,432	15,442

注)線形予測による近似式

y = 69, 660x - 19, 420 但し x: 西暦 - 2010

主な簡易無線局の種類

400MHz帯簡易無線局の周波数,空中線電力及び電波の型式

周波数带	周波数	空中線電力	電波の型式	備考	
348MHz帯	348.5625~348.7750MHz 12.5kHz間隔の18波	1W以下	F2B,F2C, F2D,F3C, F3E	主としてアナログ方式の音声通信用 (データ伝送専用CHあり) 「新簡易無線」、「小エリア無線」とも呼ばれる. 1筐体に18波(通話用)及び348.7875MHzと348.8000MHz	
346MHZ#	348.7875MHz,348.8000MHz 12.5kHz間隔の2波	1W以下	F2B,F2C, F2D,F3C	(データ伝送波)の計20波搭載が可能. デジタル簡易無線局へ移行が求められており,使用期限は令和6(2024)年11月30日まで.	
351MHz帯	351.168750~351.193750MHz 6.25kHz間隔の5波 (陸上と上空用)		G1C,G1D, G1E,G1F, R2C,R2D,	主としてデジタル方式の音声通信用 (データ伝送も可) 「デジタル簡易無線」の「登録局」である. 5波(1W)は,上空での使用が優先される.上空利用がされて	
351MHZ#	351.200000~351.381250MHz 6.25kHz間隔の30波 (陸上用)	5W以下	R3E,R3F, F1C,F1D, F1E,F1F	いない場合に陸上での利用が可.アンテナの取り外しは不可. 30波(5W)は,陸上のみの使用で,外部アンテナの利用も可. 登録人以外の相手とも通信ができ,レンタルでの利用も可.	
465MHz/ 468MHz帯	465.0375~465.1500MHz 12.5kHz間隔の10波 468.55~468.85MHz 12.5kHz間隔の25波	5W以下	F2D,F3E	主としてアナログ方式の音声通信用 (データ伝送も可) 400MHz帯のアナログ簡易無線として35波,使用期限があり 令和6(2024)年11月30日までに移行が必要.	
467MHz帯	467.00000~467.40000MHz 6.25kHz間隔の65波	5W以下	G1C,G1D, G1E,G1F, R2C,R2D, R3E,R3F, F1C,F1D, F1E,F1F	主としてデジタル方式の音声通信用(データ伝送も可) 「デジタル簡易無線」の「免許局」である。 デジタル化を促進するため,同一筐体にアナログ方式の 465MHz帯10波,468MHz帯25波の組込みが可能。 400MHz帯100波を搭載した一つの無線局として免許の取得が認められる。	

